

第4回福島地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成16年11月4日(木)午後1時30分から午後4時30分まで

第2 開催場所

福島地方裁判所会議室(4階)

第3 出席者

(委員)

片岡正彦, 金平祖隆, 吉川三枝子, 杉垣公基, 高瀬雅男, 田口信太郎, 芳賀 裕,
平谷正弘, 吉田 徹(五十音順, 敬称略)

(説明者)

大内事務局長, 大中民事首席書記官, 佐久山刑事首席書記官, 久保田事務局次
長, 中脇総務課長

(庶務)

岸浪総務課課長補佐, 降矢総務課庶務係長

第4 議事等

1 開会(総務課長)

(村田長生元委員長が人事異動により委員を辞任したため, 以下吉田徹委員長代理が
議事を進行した。)

2 委員の交代

- 7月16日付け村田長生委員の退官に伴い, 同日付けで平谷正弘委員が選任さ
れた旨説明
- 平谷正弘委員自己紹介

3 委員長選出

規則6条1項により, 平谷正弘委員を当委員会の委員長に選出した。

なお, 委員長選出の過程で各委員から次のような意見が述べられた。

- 既定路線があって, それを押しつけるのではなく, 委員長にはもう少しフランクに,
どんどん意見を出せるような雰囲気を作ってもらいたい。諮問者と被諮問者が同じ
ではおかしいし, 第1回の委員会のために, 当分の間は所長にお願いして, 時期が
来たら考えるということであった。委員の人柄なども分かったし, 所長は着任したば
かりでもある。説明等は, 事務局でよい。どんどん意見を出すのには, 民間の人の
方がふさわしいので, 高瀬雅男委員に委員長をお願いしたい。
- 裁判所がどうあるべきかということを議論する司会には, 裁判所の実情に詳しい
人の方が進行がしやすい。そうすると, 経験豊富な所長がよい。
- どの裁判所も大体所長が委員長になっており, 気になった。所長でよいとは思
うが, 民間の人も適任者がいれば, 委員長としてもよいと思う。
- 第1回の委員会の議論で, 裁判所の事情に詳しい人に当面委員長をお願いする
ということが大勢の意見であったし, 2年任期なので, 従来の意向を踏襲して新所長
に委員長をやってもらうのが妥当である。

(以下, 平谷正弘委員長が議事を進行した。)

4 議事

- 裁判所の広報活動についてのビデオ上映
 - ア 広報用ビデオ「知っていますか?裁判所」(約13分)
 - イ 小中学生を対象として開催した「夏休み裁判所体験ツアー」のニュース番組の
テレビ映像
- 総務課長が, 福島地裁の広報又は公聴について, 配布資料に基づき説明

- 議題についての意見交換(●=委員長, ○=委員, ◎=説明者)
- 10月2日(土)に福島テルサにおいて, 福島調停協会主催により初めて公開模擬調停を開催した。福島地, 家裁の後援を得て行ったものであるが, 初めてのことなので, どれだけ興味を持ってもらえるか心配であった。広報委員会を作って一生懸命広報した結果, 350に少し切れる人数が集まった。最初に調停制度の流れを説明し, 民事調停は相隣関係について, 家事調停については夫婦関係調整について, シナリオに基づいて模擬調停を行った。家事調停については, 夫婦間の離婚にこれだけのエネルギーがかかるということを演出したかった。福島大学や商工会議所などにも協力していただいて, 民間の方にも参加していただいた。開催してみて, 調停委員が一つにまとまるという効果が大きかった。参加者からのアンケートを見ると, 身近な問題で何かあったら調停を利用したいという意見が多数寄せられた。調停委員が懇切丁寧で, 安心したというものもあった。今回の模擬調停は, 民事, 家事ともに決着した形で終わったが, もっと赤裸々なものや, 最終的に合意ができなかった場合も見てみたかったという意見もあった。また, 毎年開催してほしいという意見もあった。経費の問題はあるが, 各地の調停協会で開催できればよいと思う。

10月28日(木)には, エスパル福島で調停相談会を開催した。去年は55組の相談があったが, 今年は80組あって, 盛況であった。裁判所には行きにくい, こういうところであれば来やすいというところがあると思う。相談後, 早速その足で簡裁に調停の申立てをした人もいたということを知っている。調停が, もっと裁判所に馴染めるきっかけになれるのではないかという気がする, 調停協会としても広報を行っていききたい。調停委員の立場で, 理解してもらえるような広報をしたい。これからは, ADRなど, 色々なところで紛争が解決できるので, 裁判所の中の調停として位置づけてやっていかなければならない。

公開模擬調停の広報には, 新聞社に地方紙への掲載を依頼したり, 福島市の後援をいただいて, 市の広報誌への掲載や出先機関へのチラシの備え置きをしていただいた。各種相談を受ける行政機関や警察署, 民生委員, 保護司, 人権擁護委員会などや民間の法人会などにも広報依頼をした。調停委員による口コミによる広報も行った。

- 小中学生を対象とした夏休み体験ツアーについては, 社会科で三権分立などの学習をしている時期に, 実際に裁判所で体験することは, 裁判所の在り方を考える上で, よい契機になる。裁判官の出前講義については, 現職の裁判官や弁護士から直接話を聞く機会を設けられると, 自分の将来を考える材料になるので, キャリア教育の面で重要である。
- 裁判所見学の昨年の実績については, 支部により差があるようである。いわき支部では各種の団体が見学に訪れているようであるが, どのようなところが訪れているのだろうか。

パンフレットの送付については, 山形のホームページを見たところ, 「やまがた裁判所ニュース」を発行して配布しているようである。裁判所の手続紹介のようなもので, 毎月の広報テーマと似ているが, こういうものを活用することも重要である。福島の「福島地方裁判所委員会だより」は委員会内部のものかとは思われるが, これは, 今後どのように配布されるのか。

ホームページについては, 色々な裁判所で活用されているようであり, ADRについてまとめて広報しているところがあった。ホームページを見て自分の問題はどこに相談すればよいのかある程度分かるので, このようなホームページの充実を

検討していただきたい。

- 「福島地方裁判所委員会だより」は、委員に配布するために作成したものであり、福島地方裁判所のホームページに載っているものを抽出して作成した。今後も発行を続けていく予定であるが、ホームページについても充実していきたい。

裁判官の出前講義には現職の裁判官を講師として派遣している。裁判官はこういう人なのかと見てもらうだけでもよいと思う。年齢が近いということで、より親しみを持ってもらえると思うので、なるべく若い裁判官を派遣したいと考えている。

- 不況で就職が厳しく、自分が何をやっていいのかわからない学生が多い。色々なところで、直接働く人を見ることは、キャリア教育の上でも有益である。
- 小中学生が、職場体験などで、かなり熱心に裁判所に訪れている。そういうことをベースとして、職場としての裁判所をよく知ってもらいたいと思う。
- 見学会のアンケート結果の中で、PRが足りない、もっと早めに新聞等に掲載して案内してほしい、行事をふやしてほしいなどがあり、裁判所に対する関心が高いのが分かる。体験ボランティアセンターを各市町村で作っているが、学校でもどこの体験にするかで悩みが多い。そういうものに裁判所を取り入れてもらう働きも必要ではないか。また、実際の法廷を使うだけではキャンパシティーに限られる。公開模擬調停を外の会場で開催したということだが、裁判所も外に出て開催することを考えられないのか。夏休み裁判所体験ツアーについては、もっと幅広くやるとよいと思う。子どもを対象として開催すると、親が付いて来るので、親世代に裁判員制度に関心を持ってもらうチャンスでもある。
- 傍聴は誰でもできるので、事前に裁判の予定が分かれば、参考のため行ってみようかなという興味が出てくるのではないかな。そういう広報も、裁判所を分かってもらうチャンスかなと思う。

公聴については、県民に対し、裁判所にどういう期待を寄せているのか、何かの機会に聴ける方策があればよいのではないかな。意識調査はなかなか難しいので、それ以外の方法はないか。裁判所の利用者が利用してどう思ったかを用紙に書いて目安箱のようなものに入れるようなことはどうか。

- 事件の概要をホームページに載せることについては、刑事事件は分かりやすいかもしれないが、民事事件は分かりにくいと思う。
- そのような仕事は裁判所の仕事かなと思う。傍聴は裁判所の仕事を監視するものであって、「傍聴に来てほしい」というシステムではない。裁判所に大変な負担がかかるのではないかな。裁判所が広報をやることには疑問がある。裁判所の公聴、広報は難しいのではないかな。出前講義や裁判所体験ツアーなど行うのは良いと思うが、それなりのバックアップができていのだろうか。

また、裁判所の相談は手続の相談であって、内容に関わることはできない。それを調停協会が行うことにも疑問がある。調停委員が相談に応じるのはどうかと思う。

- 出前講義は裁判官の仕事として、職務として行っているものであって、そのための特別の予算はない。裁判官も本来の仕事を行いつつ出前講義も行っているのである。そのため、仮に出前講義が集中するようなことがあった場合には、全てにはお応えできないことになると思われる。
- ◎ 出前講義のための予算は、謝金等も含めて一切ない。
- 調停協会の相談会は、最高裁が調停協会に委嘱して行っているものであって、予算も付いており、毎年県内の2協会で行っている。相談会を行うことによって調停を理解してもらうという趣旨と理解している。「離婚したら慰謝料がこのぐらい取

れるよ。」とは言わないし、「あなたなら勝てる。」とか「申立てすれば有利だ。」なども言わないようにしている。「このような問題の場合どこに行けばよいのか。」といった、いわば交通整理をしているつもりだ。

- 調停協会としても、裁判に関連する相談なので、その辺のところはきちんとされているようだ。

また、あらかじめ事件についてホームページ等で詳細な紹介をすることは、当事者のプライバシーもあって、なかなか難しい。
- 社会に知らせる利益とその人(被告人)やその家族の利益との兼ね合いである。そのようなことを考えると、裁判所がホームページに「今日の法廷はこれ」と載せるのはどうかと思う。
- 裁判所のホームページに判決は掲載しているが、名前は仮名処理している。
- 裁判所の広報、公聴については、裁判官の負担にならないように、やれる範囲内でやってほしい。
- 東京は裁判官が300人以上もいるので、出前講義をする裁判官も多くいると聞いている。福島では裁判官の数が少ないので大変ではあるが、出前講義に行った裁判官に感想を聞いてみると、自分たちにとってもためになったと言っている。これから始まる裁判員制度では、法律をあまり知らない人たちにも手続等を教えていかなければならないので、そういった意味では、この出前講義は裁判官のためにもなるものと思われる。
- 裁判官が行う広報にはおのずと限界があるのはやむを得ないと思う。しかし、自分たちの仕事を知ってもらうためには、打って出ることが必要であり、是非、自分たちのPRをしてほしい。来るべき裁判員制度のためにもやってほしい。子供たちが自分の将来を決めるにも良いのではないか。裁判官が子どもたちに分かりやすく説明するのは自分たちのためでもある。

7月に開催した子ども見学会のような催し物は、一般の人がたくさん参加できるように、できれば土曜日や日曜日に開催してみてもどうか。また、裁判所内のみならず、駅前やコラッセ等に打って出ても良いのではないか。
- 学校などでは代休というのがあるが、裁判所ではそれができるのか。
- 平日に課の全員が休むわけにはいかないだろうが、人員をやりくりしながらならできないのではないか。
- ◎ 休日に催し物を開催できるかどうかについては、多角的な検討が必要である。
- 法廷を開くのは、土曜日、日曜日は無理かもしれないが、木曜日に開催している多重債務者に対する集団説明会を、利用する人が来やすい土曜日、日曜日にしたらどうか。
- 弁護士会では、来年度から夜間受付を行う予定である。費用対効果の点で懸念はあるが、隔週で行うということで話は進んでいる。
- 裁判所でも、大規模な庁では平日の夜間に相談や調停を行っている庁もあると聞いているが、当庁で実行するには色々難しい点がある。
- 裁判所では、いわゆる「白書」はあるか。
- 「データブック」はある。また、事件ごとにその概況を記載したものは法曹時報に掲載してある。
- 裁判所が1年間活動してきたことが一目で見ることができるようなものがあれば良いと思う。司法統計年報は数字ばかりで分かりにくい。公正取引委員会では、どういう事件がどのくらいあってとか、1年間の活動の内容が分かるものがある。そのようなものがあれば、もっと身近に感じられるのではないか。福島大学でもパ

ンフレットを出しており、大学の全体が分かるようになっている。

- この1年間の状況、例えば福島地裁での事件数やこのような広報活動を行ったということが分かるものがあれば良い。
- 以前に配布された資料に少しコメントを付ければ良いと思う。
- 1年に1回、所長がそれを発表するのはどうだろうか。
- 民間ではモニターというものをやっているが、裁判所を利用した人に感想を聞くことはできるのか。また、裁判所の苦情に対する処理態勢はどうなっているのか。
- ◎ 苦情に対しては、総務課長が窓口になって聴取し、所長の判断に基づいて回答している。説明が足りなくて誤解されたケースもあるようであるが、そのような時は、改めてきちんと説明して了解していただいている。
- 事件部に持ち込まれた場合はその場で解決する場合もあるが、解決できない場合は総務課で対応することになる。
モニターのような取り組みは行っていない。
- 苦情処理を全国でまとめたりはしていないのか。
- 裁判所側に苦情の原因があると思われるものは、その都度、その原因や防止策等を聴取した上で、職員に対する注意、指導を行っている。
また、この4月から、裁判官の人事評価に関する情報については規則によって定められ、総務課が窓口となっている。
- 行政でも、福祉施設などでは第三者評価機関を作ろうとしている。
- 裁判所も司法行政面については行政不服の手続で処理できるのではないか。
- 鳥取地裁のいわゆる目安箱はどのようなものか。
- 実際の運用状況は聞いていない。
- ◎ (鳥取地裁の事例を紹介した。)
- 職員の接遇に対する効果はあるかもしれない。
- 検察庁では目安箱は置いていないが、不満等は寄せられる。それに対しては、説明すべきところは説明しており、改善効果は出ていると思う。
- 県でも目安箱は置いていないが、時々、アンケート調査をしている。
- 当庁では民事も刑事も1つの書記官室に管理職員と一般職員が一緒に執務しているので、監督体制は整えている。
- 一般的な目安箱の設置については、もう少し考慮していきたいと思う。

5 次回の予定について

- ア 次回は「裁判員制度の広報について」をテーマとし、どのようにすれば国民の皆さんにこの制度を分かってもらえるかについて話し合うこととした。
この点について、次のような意見が述べられた。
- 土曜日、日曜日に相談業務ができるかどうかについて、次回のテーマにしたかどうか。
- イ 事務局において、裁判所の1年間の活動の状況を平易に解説する資料の作成について検討することとした。
- ウ 次回開催期日を平成17年3月9日(水)午後1時30分からとし、刑事裁判の傍聴を1時間程度行った後、午後2時45分ころから委員会を開催することで了承された。

第5 閉会